

千葉県教育委員会会議議事録

令和元年度第9回会議（定例会）

1 期 日 令和元年11月20日（水） 開会 午前10時30分
閉会 午前11時53分

2 教育長及び出席委員

教育長 澤川 和宏
委員 佐藤 眞理
井出 元
岡本 毅
貞廣 齋子

3 出席職員

教 育 次 長 吉野美砂子

企画管理部

企 画 管 理 部 長 山口 新二
企 画 管 理 部 次 長 吉野 光好
教 育 総 務 課 長 藤谷 誠
教 育 政 策 課 長 岩崎 雅夫
企 画 管 理 部 副 参 事 兼
教 育 政 策 課 高 校 改 革 推 進 室 長 酒 匂 一 揮
財 務 課 長 榊 田 善 啓
教 育 施 設 課 長 西 原 正 男
福 利 課 長 梅 島 好 美

教育振興部

教 育 振 興 部 長 大野 英彦
学 校 危 機 管 理 監 中村 敏行
教 育 振 興 部 次 長 風間 慎吾
生 涯 学 習 課 長 古泉 弘志
学 習 指 導 課 長 内田 淳一
児 童 生 徒 課 長 中西 健
特 別 支 援 教 育 課 長 酒井 昌史
教 職 員 課 長 浅尾 智康
教 育 振 興 部 副 参 事 吉本 明広
学 校 安 全 保 健 課 長 日根野 達也
文 化 財 課 長 大森 けい子
体 育 課 長 加藤 俊文
教 育 振 興 部 副 参 事 兼 体 育 課 ちば
ア ク ア ラ イ ン マ ラ ソ ン 準 備 室 長 赤池 正好

企画管理部

教育政策課主幹兼教育広報室長	榊原 正策
財務課予算班長	北崎 行雄
同 主査	横田 弘平
同 副主査	矢野 亮平

教育振興部

児童生徒課主幹兼生徒指導・いじめ対策室長	伊澤 浩二
同 指導主事	紫関 左恭
教職員課副課長	森田 勝利
同 主幹兼管理室長	細川 義浩
同 主席管理主事	増田 武一郎
同 管理主事	山崎 博志
同 管理主事	池田 淳一
同 管理主事	南 暁男
同 主査	山端 晶子
同 主幹兼人事室長	和久 純
同 管理主事	神澤 賢
文化財課副課長	高梨 俊夫
同 指定文化財班長	四柳 隆
体育課副課長	渡部 英敏
同 施設・調整班副主幹	安田 貴光

事務局

企画管理部教育総務課副課長	青柳 誠
同 主幹兼委員会室長	神子 純一
同 主幹兼文書・情報室長	大野 光紀
同 委員会室副主幹	初芝 亨
同 主査	今井 清人
同 副主査	稲田 敏志

4 教育長開会宣告

5 署名人の指名 貞廣 斎子 委員

6 令和元年度第8回教育委員会会議（定例会）議事録の承認

7 議題の宣告及び非公開の決定

本日の案件は、第40号議案から第47号議案の議案8件、第4号報告及び第5号報告の報告議案2件、報告1の報告1件である。第40号議案と第41号議案及び第43号議案は、教育委員会会議規則第13条第1項第四号「知事又は議会に対する意見の申し出等」に該当することから、第42号議案及び第44号議案から第47号議案は、教育委員会会議規則第13条第1項第一号「任免、賞罰、人事」に該当することから、非公開により審議する。

8 審議事項

第4号報告 教育委員会所管に係る令和元年度12月補正予算案について

【財務課長】

議案1ページを御覧いただきたい。本件は、令和元年度12月補正予算案を知事が議会に提出するにあたり、予算案のうち教育委員会所管に係る歳入歳出予算について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、令和元年11月6日付けで本委員会に意見が求められたが、教育委員会会議で御審議いただく時間がなかったことから、千葉県教育委員会行政組織規則第6条第1項の規定により、教育長が臨時に代理し、2ページのとおり、11月12日に知事に対して、本委員会として異議ない旨回答したことを御報告するものである。

議案資料1-1ページを御覧いただきたい。教育委員会所管に係る補正予算額は一般会計で、26億9,744万円の増額であり、補正前の額とあわせると3,842億3,811万5千円となる。1 性質別内訳、2 項別内訳、3 財源内訳については、記載のとおりである。次に補正予算案に係る主な内容について説明する。議案資料1-2ページを御覧いただきたい。

「(1) スクール・サポート・スタッフ配置事業」は、補正額1,910万円の増額である。休校を余儀なくされた学校において、児童・生徒の補習授業の準備などのため必要となるスクール・サポート・スタッフを追加で配置する。「(2) 被災文化財再建支援事業」は、補正額2億2,769万円の新規事業で、被災した指定文化財の復旧に係る経費について助成する。議案資料1-3ページを御覧いただきたい。「(3) 県立学校災害復旧事業」は、補正額11億1,000万円の新規事業で、被害を受けた県立学校の校舎、体育館等を復旧する。「(4) 社会教育施設等災害復旧事業」は、補正額1億3,558万円の新規事業で、県立青少年教育施設、博物館等の社会教育施設等について復旧する。「(5) 教職員人件費(給料等)」は、補正額12億507万円の増額である。台風15号・19号への対応に係る時間外勤務手当等を計上するとともに、令和元年人事委員会勧告に基づき、給与月額や期末・勤勉手当などの支給割合の引上げに伴う給与改定に係る所要額を補正する。最後に、これまで御説明した(2)から(4)までの一部の事業などについては、年度内に終了しない見込みであり、適正な工期を確保するため、繰越明許費を設定する。

第4号報告は終了。

第5号報告 市町村立小学校長の人事について

【教職員課長】

議案6ページを御覧いただきたい。本件は、我孫子市立布佐南小学校長であった須賀毅が、令和元年11月1日から体調不良により、休職することになったため、その後任者として、我孫子市教育委員会学校教育課課長榊原憲樹を同校へ、同日付けで採用したものである。本来、市町村立小中学校長の人事については、千葉県教育委員会行政組織規則第5条第9号により教育委員会会議の議決事項になっているが、発令日までに教育委員会会議で御審議いただく暇がなく、急施を要することから、同規則第6条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理し、決定させていただいたので、報告する。

【貞廣委員】

直接この報告のことではないが、校長先生の1校あたりの任期はどのようになっているのか。

【教職員課長】

およそ3年である。

【貞廣委員】

もっと短い任期の方がいる。様々な計画をし、手立てをとり、検証するには少なくとも3年

は必要である。もっと任期を延ばしてほしい。

第5号報告は終了。

報告1 平成30年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の概要及び対策等について

報告資料1ページを御覧いただきたい。この調査は、児童生徒の生徒指導上の諸課題の現状を把握し、今後の施策の推進を目的として、文部科学省により毎年実施されている。1、調査項目は、「暴力行為」「いじめ」「長期欠席」「高等学校の中途退学」「自殺」となっている。

2、調査対象は、国公立小・中・高・特別支援学校であり、3、調査対象期間は、平成30年4月1日から平成31年3月31日である。お手元の資料の4、調査結果の概要のうち、まず暴力行為について説明する。本県国公立の小・中・高等学校における暴力行為の発生件数は、前年度より41件増の4,466件となっている。児童生徒1,000人あたりの発生件数では、全国は5.5件、本県は7.1件となっている。②の表を御覧いただきたい。校種別発生件数だが、中学校は前年度より124件減少しているが、小学校で104件、高等学校で61件増加している。「感情をうまくコントロールできない子供が増えている」との指摘もあがっているが、いじめの認知に対する教員の意識が向上し、喧嘩やふざけ合い等についても、いじめと認知することと同様、このような行為も暴力行為に計上していることが増加している要因と考えており、小学校や高等学校が荒れているという状況ではないと考えている。③対策等についてだが、様々な指導資料を用いて児童生徒の規範意識を醸成するとともに、子供を取り巻く環境から虐待等の暴力を根絶する取組の推進にも努めていく。

続いて、いじめについて説明する。(2)の①を御覧いただきたい。本県のいじめの認知件数だが、前年度より3,200件増の40,483件となっている。児童生徒1,000人あたりの認知件数は、全国の40.9件に対し、千葉県は63.3件となっている。解消率については、全国が84.3%、本県は81.3%となっている。いじめの態様については、「冷やかしやからかい、悪口等」、「軽くぶつかられる、叩かれる等」、「仲間はずれ、集団による無視」の順で多くなっている。2ページ②を御覧いただきたい。校種別認知件数だが、小学校で2,204件、中学校で604件、高等学校で375件、特別支援学校で17件増加している。特に高等学校では、いじめを認知した学校が増え、増加率が高くなっている。増加の要因として、教職員研修等を通じて引き続きいじめの定義に基づく積極的な認知について、教職員の意識を高めたことがあると考えているが、毎年認知件数が増えていることから、認知されていないいじめがまだ存在するものと考えている。いじめについては、軽微なものも積極的に認知し、早期に解決することで重篤化させないことが重要であり、対策として、県内公立学校すべての管理職を対象とした「いじめ防止対策研修」及び、各学校のいじめ問題への対応で中核となる教員を対象とした2泊3日の「いじめ問題対策リーダー養成集中研修」等の実施、スクールロイヤーによる研修や出前授業等を推進するとともに、今後も、いじめの未然防止、早期発見のための取組を着実に実施し、迅速かつ適切な対応が組織的に行えるよう、努めていく。

次に、不登校について説明する。(3)の①(ア)を御覧いただきたい。小学校における不登校児童数は、前年度より411人増の2,022人、発生率は0.64%で前年度より0.13ポイント増加している。(イ)の中学校については、前年度より517人増の5,251人、発生率は3.32%で、前年度より0.39ポイント増加している。3ページ(ウ)の高等学校については、前年度より105人増の3,077人、発生率は2.04%で前年度より0.08ポイント増加している。小中学校の不登校については全国的にも、平成25年度から増加傾向にあり、本県においてもほぼ同様の状況である。不登校児童生徒一人一人の社会的自立への支援として、スクールカウンセラー等を活用した教育相談体制の充実や、地区不登校等対策拠点校に配置された訪問相談担当教員による支援、また、不登校対策推進校の指定、千葉県版不登校対策指導資料集の活用、不登校対策支援チームの活用に取り組んでいく。

次に、高等学校の中途退学について説明する。(4)の①を御覧いただきたい。高等学校の中途退学者数は、前年度より138人増加の2,160人で、中途退学率は1.4%となり、

前年度より0.1ポイント増加している。中途退学の理由は、「学校生活・学業不適應」、「進路変更」が多くなっている。経済的理由は、前年度に比べ減っており、スクールソーシャルワーカーの活用の効果も表れてきているものと考えられる。中途退学者を減らすため、中学生の1日体験入学の実施や、スクールカウンセラー等の配置による教育相談体制の充実による生徒の支援を行っていく。

最後に、自殺についてである。(5)の①を御覧いただきたい。本県公立小・中・高等学校における自殺者数は、前年度より9人増加の合計22人で、内訳としては、中学生が8人、高校生が14人となっている。「いのちを大切に作るキャンペーン」により、あらゆる機会を用いて、命を大切に作る心を育成するとともに、教育相談体制の充実や、児童生徒の自殺予防対策研修等の職員研修の改善、SOSの出し方に関する教育の一層の推進など、未然防止に努める。

【佐藤教育長職務代理者】

自殺について、中高年の自殺者数は減少しているが、若者は増加していると聞いている。対策を考えるため、月別の自殺者数について把握しているか。

【児童生徒課長】

自殺者数については、学校からの報告を積み上げ、件数を把握している。長期休業明け等、心配される時期に重点的に対策をとっているところである。

【佐藤教育長職務代理者】

自殺企図を何度もして自殺に至ることもある。その対策としては、SNS相談が有効だと考える。今年度夏休み期間に実施したが、9月に多いなら来年度は期間の延長を検討してほしい。

【児童生徒課長】

今年度7/20～9/3に実施し、863件の相談があったが、中には自殺をほのめかす相談も寄せられている。相談員が丁寧にやりとりし、次第に心の落ち着きを取り戻したとの報告もあがっていることから、効果があったと考えている。進路時期等不安定な時期もあるため、今後のSNS相談の充実について、今回の結果の分析を進め、充実を検討していきたい。

【井出委員】

高等学校の中途退学について、「学校生活・学業不適應」等の理由に分類されているが、より具体的な理由について把握しているか。

【児童生徒課長】

当課で把握しているのは当調査での理由であり、各学校から詳細な理由については報告を受けていない。

【澤川教育長】

いじめの解消率を上げていく必要があるのではないかと。いじめの認知件数が相当数ありながら、解消されないケースが約2割ある。いじめの未然防止、早期発見のための対策に重点が置かれているが、解消のための対策は、資料の中のどれにあたるか。また解消に向けてどうしていくことを検討しているのか教えてほしい。

【児童生徒課長】

いじめの解消は、3か月間継続していじめの行為が止んでいること、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこととなっており、1月以降に起きたいじめについては解消数に含まれないため、解消率が100%とはならない。しかし、全国と比較しても解消率は低く、大きな課題と認識している。いじめ防止啓発リーフレットの活用や、各種研修会で解決に向けての手立てについても検討しているところであり、またスクールロイヤー活用事業を今年度はじめたが、管理職向けに研修も行い、解消に向けて重点的に行ってきたところである。今後も各種研修等

において、解決に向けてどうするか、いじめられた子供にどう向きあっていくかについて、重点的に取り組んでいきたい。

【澤川教育長】

解決するためのスキルアップを図るとともに、教職員や管理職の意識改革を図ってほしい。

報告1は終了。

委員報告 学力向上交流会の視察について

【井出委員】

10月29日、県立船橋高等学校で行われた学力向上交流会に参加した。授業公開では、生徒たち一人一人がそれぞれテーマを持って、積極的に取り組んでいた。基礎的な研究を通して、自分の工夫した方法で実証し、データを積み上げていた。基礎的な研究に興味を持ったきっかけを生徒に聞くと、先輩のやっている姿を見て、自分もやりたくなると答えていた。船橋高校は創立100年を迎える学校であるが、長い間培ってきた伝統、先輩からつながる研究が存在し、学問の基礎となる実践を見て、この学校の持つ潜在力、教育力の高さを感じた。授業参観後には、協議会があり、「生徒の探求心を育む授業実践」をテーマにグループ別討議を行った。それぞれ実践している教育方法を紹介しあい、積極的に意見を交わしており、教員としての資質を高めるために有効であったのではないかと思う。最後に、交流会に参加してのアンケートを提出していたが、是非このアンケートの結果を見せたい。特に、「あなたの学校の取組において、学力向上の成果が上がっているもの」という項目があり、どのようなことが書かれているか見てみたい。こういった交流会が、参加する先生方にとって限りなく大きな示唆を与えるのではないかと思う。

委員報告 学校を核とした県内1000か所ミニ集会の視察について

【佐藤教育長職務代理者】

11月7日、県立幕張総合高等学校で行われた「学校を核とした県内1000か所ミニ集会」に井出委員と参加した。幕張総合高等学校は、昭和55年4月に、幕張東・西・北高3校が集合形態をとる全国初の高校として開校、平成8年4月には総合選択制高校、今年の1年生からは進学重視の総合学科684名が入学した大規模な学校である。初めに、今年度2年目の実施となる通級指導の担当教諭から活動内容や課題を伺った。通級対象生徒一人一人について、障害に応じたライフスキルトレーニングを、年間39単位時間行う予定であり、本人、保護者の希望をよく聞きながら年間計画を立てているとのことであった。その後、校内見学、授業参観を終え、ミニ集会を参観した。学校周辺に今後タワーマンションが建つ予定で、地域の環境が急激に変化するだろうとのことであった。地域の方々との交流や地域の防災についてのグループ協議を行った。今回の台風や豪雨が続いたことで、千葉駅から先の電車が止まり、校内のセミナーハウスに7名の生徒がとどまった体験を保護者から語られるなど、防災、災害時の対応について活発に意見が交わされた。

11月13日、県立特別支援学校市川大野高等学園で行われた「学校を核とした県内1000か所ミニ集会」に井出委員と参加した。平成9年の流山高等学園の開設後、特別支援高等学園の2校目として平成24年に開校し、今年度8年目となる学校である。ミニ集会では、地域における学びや防災について話し合いを行った。障害者の生涯学習の研究指定校となっており、学校を卒業した後も近くにある公民館等の施設を利用できるよう使用方法を学んだり、逆に地域の方が学校に来て陶芸や染色を教えたりするなど、相互交流の生涯学習が行われているとのことであった。また、防災については、先日の豪雨により、学校の畑で育てている野菜に被害があり学校祭での販売ができなくなったことが報告されたり、近くに大柏川が流れているこの学校が防災の拠点として適しているかという意見が出たりするなど、活発な意見交換がされて

いた。地域の方だけでなく、順天堂大学の先生や学生が参加するなど、非常に多くの参加者の中、有意義な話し合いとなった。

2校に共通していた地域の防災について、穏やかな気候で海や山に恵まれてきた千葉県であるが、今回の災害の教訓を今後の防災に生かして、関係機関と連携して子供たちの命を守っていかねばならないと感じた。

委員報告は終了。

<傍聴・報道 退出>

第40号議案 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

【教育総務課長】

本議案は、知事が議会に条例案を提案するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、本教育委員会に意見を求めてきたことから、その内容について異議がないものと回答してよいかご審議いただくものである。議案資料の7-1ページを御覧いただきたい。1の改正理由だが、人事委員会勧告に基づき、給料表、期末・勤勉手当及び住居手当の改定を行うものである。2の改正内容だが、一つ目は給料表の改定で、初任給及び若年層について給料月額を引き上げるものである。二つ目は期末・勤勉手当の改定で、年間の支給月数を0.05月分引き上げ、現行の4.45月分から4.5月分とするものである。三つ目は住居手当の改定で、支給対象となる家賃額の下限を現行の12,000円から16,000円に引き上げる一方、手当額の上限を現行の27,000円から28,000円に引き上げるものである。3の施行期日だが、給料表については、平成31年4月1日、期末・勤勉手当については令和元年12月1日、住居手当については令和2年4月1日となっている。

【澤川教育長】

いずれも人事委員会勧告に基づくものでよいか。

【教育総務課長】

そのとおりである。

【澤川教育長】

給料は若年層の給与のみを引き上げるものであり、4月に遡って改正されるということによいか。

【教育総務課長】

そのとおりである。

【澤川教育長】

第40号議案について、可決したいがよろしいか。

【佐藤教育長職務代理者・委員】

よい。

【澤川教育長】

第40号議案は、原案どおり可決する。

第41号議案 専決処分の申し入れについて

教職員課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

第42号議案 銃砲刀剣類 千葉県登録審査委員の解任及び任命について

【文化財課長】

議案資料49-1ページを御覧いただきたい。千葉県登録審査委員は、銃砲刀剣類所持等取締法及び銃砲刀剣類登録規則によって、当該都道府県教育委員会が任命するものと定められ、美術品もしくは骨董品として価値ある火縄式銃砲等の古式銃砲、または美術品として価値のある刀剣類の登録の可否について、審査を行うものである。

議案資料49-2ページを御覧いただきたい。現在任命している10名の登録審査委員のうちNo.1の鶴沢幸蔵委員から、健康上の理由により退任の申し出があったことから解任するとともに、円滑な審査を継続するために、「千葉県登録審査委員に関する規則」第3条の規定に基づき補欠登録審査委員を任命しようとするものである。議案資料49-3ページを御覧いただきたい。新たに任命しようとする青木充延氏は刀剣研磨師で、日本美術刀剣保存協会千葉県支部長を務め、その経験と知識を活かした鑑識眼に優れている。なお、任期については、「千葉県登録審査委員に関する規則」第3条の規定により、前任者の残任期間である令和2年4月30日までとする。

【澤川教育長】

銃砲刀剣類登録審査委員は高齢の方が多し。経験が必要な職であり難しいと思うが、若手委員の発掘について、関係団体等と連携して取り組むようお願いしたい。

【澤川教育長】

第42号議案について、可決したいがよろしいか。

【佐藤教育長職務代理者・委員】

よい。

【澤川教育長】

第42号議案は、原案どおり可決する。

第43号議案 契約の変更について

【体育課長】

今回提出した案件は、現在実施している千葉県総合スポーツセンター野球場耐震・大規模改修建築工事に係る工事請負契約の変更に関する議案である。この工事案件は予定価格が5億円以上の工事であり、変更契約にあたり県議会の議決を経る必要があるため、12月定例県議会に議案として提出するよう、知事に申し入れることについて、ご審議いただくものである。本案件の概要については、お手元の議案資料50-1ページ「千葉県総合スポーツセンター野球場耐震・大規模改修建築工事について」を御覧いただきたい。千葉県総合スポーツセンター野球場耐震・大規模改修建築工事については、平成30年6月定例県議会で議決を経て、鎌形・ナリコー特定建設工事共同企業体と本契約を交わし、その後、平成31年2月定例県議会の議決を経て変更契約を交わしており、令和2年1月31日までの工期としている。今回、工事着手後に天井材などの解体を進める中で、内壁・外壁が想定以上に老朽化していることが判明し、躯体補強のための資材の追加等に伴い請負契約金額を変更するものである。変更後の請負代金額は、17億1,583万5,480円で、変更前の額と比べ3,300万円の増額となっている。なお、既に変更の仮契約を締結しており、12月定例県議会で可決されると、契約

の効力が発生することになる。

【澤川教育長】

変更の理由が資材の追加ということだが、どんな資材が追加となったのか。

【体育課長】

躯体を補強するためのコンクリートや鉄筋等が追加となった。

【澤川教育長】

第43号議案について、可決したいがよろしいか。

【佐藤教育長職務代理者・委員】

よい。

【澤川教育長】

第43号議案は、原案どおり可決する。

第44号議案 学校職員の懲戒処分について

教職員課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

第45号議案 学校職員の懲戒処分について

第46号議案 学校職員の懲戒処分について

教職員課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

第47号議案 学校職員の懲戒処分について

教職員課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

9 教育長閉会宣告